

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「陽だまり」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活弱者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、就労可能な障がい者に対しては就労の機会を提供し、高齢世帯や独居高齢者に対してはお世話事業やディサービスを利用する際の送迎バス運行事業を行なうことを通じて支え合い思いやりのある街づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動
 - ① 障がい者就労支援事業（農畜林産物の生産販売、農畜林産物を原材料とする加工品の製造・販売、農畜林産物の貯蔵、運搬及び販売、農林業生産に必要な資材の製造販売、農林作業の受託）
 - ② 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業
 - ④ 高齢者・障がい者共同住宅事業
 - ⑤ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
 - ⑥ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

⑦ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、理事長1人、副理事長1人を置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者もしくは3親等内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令違反もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が締結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要の事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び年会費
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条においても同じ）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種類とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種類とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに設立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1号第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は法第111条第3項に掲げるもののうち、「他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、財団法人・社団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人」に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、社員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告の方法は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	武藤	光恵
副理事長	井上	昌和
理事	石井	雅朗
監事	川村	眞喜子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0円
 - (2) 年会費 0円

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 陽だまり

1 事業実施の方針

生活弱者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、就労可能な障がい者に対しては就労の機会を提供し、高齢世帯や独居高齢者に対してはお世話事業やサービスを利用する際の送迎バス運行事業を行なうことを通じて支え合い思いやりのある街づくりに寄与する事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①障がい者就労支援事業 (農畜林産物の生産販売、 農畜林産物を原材料とする 加工品の製造・販売、 農畜林産物の貯蔵、運搬 及び販売、農林業生産に 必要な資材の製造販売、 農林作業の受託)	障がい者が 就労によっ て収入を得 ることで、自 立をめざす、 しいたけ栽 培等事業	(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) しいたけ村 札幌市白石区東米里 2177 番地 (C) 指導員 7名	(D) 札幌市及 び近郊の障 がい者 (E) 40名	100,000
		(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 (C) 調理員 7名	(D) 札幌市及 び近郊の障 がい者 (E) 40名	

②障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障がい者の日常生活を支援する共同生活事業	(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目 11番12号 (C) 支援員 9名	(D) 札幌市及び近郊の障がい者 (E) 20名	40,000
③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業	高齢者の日常生活を支援する共同生活と介護サービス事業	(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目 11番12号 (C) 支援員 9名	(D) 札幌市及び近郊の高齢者 (E) 30名	45,000
④高齢者・障がい者共同住宅事業	高齢者・障がい者の日常生活を支援する共同住宅事業	(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目 11番12号 (C) 支援員 9名	(D) 札幌市及び近郊の障がい者、高齢者 (E) 50名	20,000
⑤障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	障がい者の日常生活を支援する一般相談支援事業	(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目 11番12号 (C) 支援員 4名	(D) 札幌市及び近郊の障がい者 (E) 20名	5,000

<p>⑥障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業</p>	<p>障がい者の日常生活を支援する特定相談支援事業</p>	<p>(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目 11番12号 (C) 支援員 4名</p>	<p>(D) 札幌市及び近郊の障がい者 (E) 20名</p>	<p>5,000</p>
<p>⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p>	<p>障がい児の日常生活を支援する相談支援事業</p>	<p>(A) 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目 19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目 11番12号 (C) 支援員 4名</p>	<p>(D) 札幌市及び近郊の障がい児 (E) 20名</p>	<p>5,000</p>

定款変更の認証を受けた翌事業年度の事業計画書

令和 9年 4月 1日から 令和 10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 陽だまり

1 事業実施の方針

生活弱者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、就労可能な障がい者に対しては就労の機会を提供し、高齢世帯や独居高齢者に対してはお世話事業やデイサービスを利用する際の送迎バス運行事業を行なうことを通じて支え合い思いやりのある街づくりに寄与する事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①障がい者就労支援事業 (農畜林産物の生産販売、 農畜林産物を原材料とする 加工品の製造・販売、 農畜林産物の貯蔵、運搬 及び販売、農林業生産に 必要な資材の製造販売、 農林作業の受託)	障がい者が就労 によって収入を 得ることで、自 立をめざす、し いたけ栽培等事 業	(A) 令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで (B) しいたけ村 札幌市白石区東米里2177 番地 (C) 指導員 7名	(D) 札幌市及び 近郊の障がい者 (E) 40名	100,000
		(A) 令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号 館 札幌市白石区菊水7条3 丁目19番4号 (C) 調理員 7名	(D) 札幌市及び 近郊の障がい者 (E) 40名	

②障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障がい者の日常生活を支援する共同生活事業	(A) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目11番12号 (C) 支援員 9名	(D) 札幌市及び近郊の障がい者 (E) 20名	40,000
③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業	高齢者の日常生活を支援する共同生活と介護サービス事業	(A) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目11番12号 (C) 支援員 9名	(D) 札幌市及び近郊の高齢者 (E) 30名	45,000
④高齢者・障がい者共同住宅事業	高齢者・障がい者の日常生活を支援する共同住宅事業	(A) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目11番12号 (C) 支援員 9名	(D) 札幌市及び近郊の障がい者、高齢者 (E) 50名	20,000
⑤障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	障がい者の日常生活を支援する一般相談支援事業	(A) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで (B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目11番12号 (C) 支援員 4名	(D) 札幌市及び近郊の障がい者 (E) 20名	5,000

⑥障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障がい者の日常生活を支援する特定相談支援事業	<p>(A) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p>(B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目11番12号</p> <p>(C) 支援員 4名</p>	<p>(D) 札幌市及び近郊の障がい者</p> <p>(E) 20名</p>	5,000
⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障がい児の日常生活を支援する相談支援事業	<p>(A) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p>(B) フレンドリーハウス1号館 札幌市白石区菊水7条3丁目19番4号 フレンドリーハウス2号館 札幌市白石区米里1条3丁目11番12号</p> <p>(C) 支援員 4名</p>	<p>(D) 札幌市及び近郊の障がい児</p> <p>(E) 20名</p>	5,000

定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書
 令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 陽だまり
 （単位：円）

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
		0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
生産活動事業収益	30,000,000	
就労支援事業収益	70,000,000	
介護事業収益	120,000,000	
		220,000,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		220,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
利用者工賃	10,000,000	
指導員給料手当	55,000,000	
給料手当	50,000,000	
法定福利費	15,000,000	
福利厚生費	2,500,000	
労務外注費	0	
人件費計		132,500,000
(2) その他経費		
材料費	16,000,000	
食材費	1,300,000	
介護消耗品費	400,000	
広告宣伝費	100,000	
燃料費	800,000	
水道光熱費	15,000,000	
車両費	2,000,000	
消耗品費	1,000,000	
地代家賃	20,000,000	
支払保険料	1,000,000	
修繕費	1,200,000	
租税公課	3,000,000	
接待交際費	0	
旅費交通費	3,000,000	
通信費	1,000,000	
行事費	0	
リース料	7,000,000	
建物保守費	1,100,000	
支払手数料	11,000,000	
諸会費	100,000	
図書教育費	300,000	
雑費	1,000,000	
減価償却費	1,200,000	
その他経費計		87,500,000
事業費計		220,000,000

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
リース料	100,000		
水道光熱費	0		
車両関連費	0		
消耗品費	10,000		
支払保険料	300,000		
租税公課	0		
減価償却費	0		
接待交際費	0		
通信費	0		
支払手数料	200,000		
諸会費	20,000		
図書教育費	10,000		
雑費	0		
法人税等	70,000		
その他経費計		710,000	
管理費計			710,000
経常費用計			220,710,000
当期経常増減額			-710,000
III 経常外収益			
固定資産売却益	0		
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
過年度損益修正損	0		
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-710,000
前期繰越正味財産額			35,000,000
次期繰越正味財産額			34,290,000

定款変更の認証を受けた翌事業年度 活動予算書
 令和 9年 4月 1日から 令和 10年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 陽だまり
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
		0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
生産活動事業収益	30,000,000	
就労支援事業収益	70,000,000	
介護事業収益	120,000,000	
		220,000,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		220,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
利用者工賃	10,000,000	
指導員給料手当	55,000,000	
給料手当	50,000,000	
法定福利費	15,000,000	
福利厚生費	2,500,000	
労務外注費	0	
人件費計		132,500,000
(2) その他経費		
材料費	16,000,000	
食材費	1,300,000	
介護消耗品費	400,000	
広告宣伝費	100,000	
燃料費	800,000	
水道光熱費	15,000,000	
車両費	2,000,000	
消耗品費	1,000,000	
地代家賃	20,000,000	
支払保険料	1,000,000	
修繕費	1,200,000	
租税公課	3,000,000	
接待交際費	0	
旅費交通費	3,000,000	
通信費	1,000,000	
行事費	0	
リース料	7,000,000	
建物保守費	1,100,000	
支払手数料	11,000,000	
諸会費	100,000	
図書教育費	300,000	
雑費	1,000,000	
減価償却費	1,200,000	
その他経費計		87,500,000
事業費計		220,000,000

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
リース料	100,000		
水道光熱費	0		
車両関連費	0		
消耗品費	10,000		
支払保険料	300,000		
租税公課	0		
減価償却費	0		
接待交際費	0		
通信費	0		
支払手数料	200,000		
諸会費	20,000		
図書教育費	10,000		
雑費	0		
法人税等	70,000		
その他経費計		710,000	
管理費計			710,000
経常費用計			220,710,000
当期経常増減額			-710,000
III 経常外収益			
固定資産売却益	0		
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
過年度損益修正損	0		
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-710,000
前期繰越正味財産額			34,290,000
次期繰越正味財産額			33,580,000